⑦　割引相互間の適用関係
イ　①から③、⑤及び⑥に定める割引相互間の重複適用関係は別添７のとおりとする。
ロ　別添７において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
ハ　④と①から③まで及び④と⑤又は⑥の割引相互間における重複適用関係
(イ)　①又②は、④と重複して各々の割引を適用する。
(ロ)　③、⑤又は⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、④は適用しないものとする。
⑧　企画割引
本道路の料金について、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。
イ　割引をする自動車
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
ロ　割引率等
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。
ハ　実施する期間
実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。
ニ　適用区間
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
ホ　事前の届出
個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。
２）一般国道158号（安房峠道路）
①　ＥＴＣ前納割引
イ　割引をする自動車
ＥＴＣクレジットカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。
なお、上記にいう「車載器」は利用規程第３条第１号に規定する車載器をいう。以下同じ。
ロ　割引率
割引率は14パーセント以下とする。
②　回数券割引
イ　割引をする自動車
回数券により本道路を通行する全自動車。
ロ　割引率
割引率は20パーセント以下とする。
ハ　適用する期間
平成26年９月30日までとする。
③　乗合型自動車回数券割引
イ　割引をする自動車
当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために本道路を通行する別添ルに定める乗合型自動車。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
④　障害者割引
イ　割引をする自動車
手帳に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。
(イ)　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
(ロ)　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。
ロ　割引率
割引率は50パーセント以下とする。
ハ　その他
ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合については、中日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。
⑤　割引相互間の適用関係
①と④は重複して各々の割引を適用する。
⑥　企画割引
本道路の料金について、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。
イ　割引をする自動車
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
ロ　割引率等
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。
ハ　実施する期間
実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。
ニ　適用区間
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
ホ　事前の届出
個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。
⑷　有料道路の料金に係る社会実験に関する割引
本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。
イ　割引をする自動車
本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。
ロ　割引率
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。
ハ　実施する期間
実施する期間を限定する。